

34人が  
住民監査請求提出

# 真相と責任 キツキツと

## 建設業法違反の疑い強まる

現在進められている「百条調査特別委員会」の官製談合疑惑解明を、住民が独自に支援する意志の下で提出するとして、町民34人が7月7日、住民監査請求を提出しました。これは、対象とする行政の行為が1年を過ぎた後に起こした場合は、門前払いとなる可能性が高いことから、1年を経過する以前（昨年7月9日に入札執行）に提出されました。  
住民監査請求の概要を紹介します。

### 請求の趣旨

- 1、平成21年7月9日の入札執行に基づき、甲良町が株式会社伊藤組（以下「伊藤組」と言う）と交わした呉竹センター改築工事（以下「呉竹工事」と言う）及び株式会社浜野工務店（以下「浜野工務店」と言う）と交わした地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事（以下「福祉工事」と言う）の契約を取り消すよう勧告すること。
- 2、損害金5158万3550円（呉竹工事および福祉工事それぞれの落札額と予定価格の75.85%との差額）を前甲良町長山崎義勝氏はじめ、落札業者や当時の入札責任者、議長、副議長に対し、関わった割合に応じ連帯して支払うことを求める勧告を行うこと。
- 3、建設業法第16条の規定に違反した工務店ならびに、その指導監督の任務を怠った元総務主監、指名業者選定の最高責任者であった山崎前町長に対し相当なる損害賠償を求めるよう勧告すること。
- 4、「談合」のない公平・公正な入札制度を導入するよう勧告すること。

### 競争入札妨害

#### 強く推認

請求書では、町長に対し、右枠に掲げる措置を講じるよう町監査委員に求めています。

「その理由・根拠として、2009年7月9日NHK

テレビのニュースで、また同年7月10日には新聞で「甲良町内の福祉施設建設をめぐる談合情報」が報道され周知の発端となった。

これは単に根拠のない疑惑ではなく、具体的な理由を持つ疑惑である。以下で述べる理由・根拠により、正当な競争入

### 当たり前の町を

Aさんは「甲良町民みんなが悪いように世間で見られているのを何としても返上したい。長年のウミがたまっているので、本当の黒幕を暴いてほしい」と。提出日の午前中の急な取り組みにもかかわらず、34名もの方々が請求人に。真相を解明して“当たり前のまち”を取り戻したい！！この強い願いが感じられます。

札を妨害したと強く推認される。」と述べています。そして、9点にわたる根拠をあげています。

その主なものは、報じられた「談合情報」通り落札したこと、従来入ることができなかったAランクに県3号の浜野工務店が「格上げ」されたこと、その格上げが建設業法第16条に定めた「下請け契約の制限」に違反することが容易に想定されるにもかかわらず、審査会幹部が法の基準を無視したこと、非公開の最低制限価格（下回れば失格）と同額、あるいは最低制限価格+5千円で落札している、議員が入札に参加、などです。



### 住民監査請求とは？

住民が、町長や町の職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると考えるとき、あるいは公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 これらを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する制度。なお、

については、これらの行為の日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り対象とはなりません（地方自治法第242条）。

「証明する書面」とは、「おかしい」と考える元になった新聞記事などでも足りるとされている。監査委員の勧告は「請求があった日から60日以内」に行うことを義務づけている（同法242条第5項）。

### 百条調査特別委員会とは

議会内の特別委員会の一つで、地方自治法第百条で規定。甲良町では議長を除く9名で設置。濱野議員は法による除外。書類の提出、証人に対する出頭、証言などに法的強制力を与えている。行政事務・業務に不正がなかったか、原因と責任の所在を明らかにし、解決のためには何が必要か、などを提起することに威力を発揮する。調査報告書をまとめ、法に違反した行為が明確になれば、決議を経て、告発などの権限もある。議会本会議に調査結果を報告し、任務を終了。

### 甲良民報

2010年7月11日 452号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在士463  
Tel.Fax38-4949